

# 【R4.10】 蕪崎市 新体系サービスの支給決定基準のための関係事項整理表

【介護給付】

※これは、これまでの国の会議資料や事務連絡をもとに作成したものであり、正式通知等では変更もありません。

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量		審査会に諮る基準	有効期間 (最短～最長)	
					基準量				
					標準1 (単位:単位 1単位10円)	標準2			
	基本	介護保険対象者							
居宅介護	障害支援区分が区分1以上(障害者にあつてはこれに相当する支援の度合)である者 ただし、通院等介助(身体介助を伴う場合)を算定する場合にあつては、下記のいずれにも該当する者 ①区分2以上に該当していること。 ②障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 (ア)「歩行」「全面的な支援が必要」「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (ウ)「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (エ)「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (オ)「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。	時間(30分) / 月	区分1	3,040		原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。 但し、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。 (1)2人介護の必要性が認められる場合 (2)肢体不自由と知的障害が重複している場合 (3)単身世帯又はこれに準ずる世帯であつて、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合 (4)生活環境、行動障害等の状況により、標準1では、不都合が生じる場合	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	1か月～1年
				区分2	3,930				
				区分3	5,770				
				区分4	10,850				
				区分5	17,380				
				区分6	25,000				
				障害児	9,750				
重度訪問介護	障害支援区分が区分4以上(病院、診療所、介護老人保健室、介護医療院又は助産所に入院中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上)であつて、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者 (ア) 次の(一)及び(二)のいずれかに該当していること (一) 二肢以上に麻痺等があること。 (二)障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 (イ)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上であるもの。ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。 平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けているものであつて、上記の対象者要件に該当しない者のうち ①障害支援区分が区分3以上で、 ②日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象となる。 なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。 ①100分の8.5 区分6に該当する者 ②100分の15 (ア)に該当する者であつて、重度障害者等包括支援の対象となる者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。	時間(30分) / 月	区分4	28,430	17,340	原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。 但し、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。 (1)2人介護の必要性が認められる場合 (2)単身世帯又はこれに準ずる世帯であつて、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	1か月～1年
				区分5	35,630	17,340			
				区分6	50,800	17,340			

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			審査会に諮る基準	有効期間 (最短～最長)
					基準量		標準2		
					標準1 (単位:単位 1単位10円)				
					基本	介護保険対象者			
同行援護	<p>①同行アセスメント調査表による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。 ※障害支援区分の認定を必要としないものとする。 なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記要件を満たす者とする。</p> <p>①100分の20 区分3に該当する者(障害児にあってはこれに相当する支援の割合) ②100分の40 区分4以上に該当する者(障害児にあってはこれに相当する支援の割合) ③100分の25 盲ろう者(対象者であり、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる) ※①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。</p>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。	時間(30分) / 月	全区分	13,270	原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。 但し、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。 (1)2人介護の必要性が認められる場合 (2)単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	1か月～1年	
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の割合)である者	時間(30分) / 月	区分3	15,310	原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。 但し、次に該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。 (1)行動障害等状況により、標準1では、不都合が生じた場合	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	1か月～1年	
区分4	20,630								
区分5	27,440								
区分6	35,660								
障害児	19,480								

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			審査会に諮る基準	有効期間 (最短～最長)
					基準量		標準2		
					標準1 (単位:単位 1単位10円)				
					基本	介護保険対象者			
重度障害者等包括支援	<p>障害支援区分が区分6(障害児にあっては区分6に相当する支援の割合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p><b>I 類型</b></p> <p>(1)障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって (2)医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること) なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取り扱いとなる。 (3)認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必用」と認定 (4)認定調査項目「10群 特別な医療 レスプレーター」において「ある」と認定 (5)認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p><b>II 類型</b></p> <p>(1)概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認 (2)障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって (3)医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること) なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取り扱いとする。 (4)認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必用」と認定 (5)認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p><b>III 類型</b></p> <p>(1)障害支援区分6の「行動援護」対象者であって (2)認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 (3)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の割合)である者</p>	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。	単位/月	区分6	94,770	66,540	原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。 但し、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。 (1)肢体不自由と知的障害が重複している場合 (2)単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	1か月～1年
短期入所	①障害支援区分が区分1以上である障害者 ②障害児に必要なとされる支援の割合に応じて厚生労働大臣が決める区分における区分1以上に該当する障害児	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	日/月	区分1～区分6	必要とする日数		やむを得ない理由等により1ヶ月の日数を必要とする場合は有効期間を3ヶ月とする。但し、必要性の見直しを行ったうえで、必要性が認められる場合は更新ができるものとする。	-	1か月～1年
				区分1～区分3(従来区分)					

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			有効期間 (最短～ 最長)
					基準量		審査会に諮る 基準	
					標準1 (単位:単位 1単位10円)	標準2		
					基本	介護保険 対象者		
生活介護	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必用な者として次に掲げる者</p> <p>①障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>③障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者 ※③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（特定医療機関を含む）に入所している者</li> </ul> </li> </ul>	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助をする障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p>	日／月	区分3 (一部 区分 2)～ 区分6	<p>必要とする日数 但し、原則の日数を超過して支援を行う必要が【原則の日数】各月の日数-8日を限度とする。</p> <p>原則の日数を超過して支援を行う必要がある場合はその日数の支給量を決定できるものとする。</p>	-	1か月～3年	

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			有効期間 (最短～ 最長)	
					基準量		審査会に諮る 基準		
					標準1 (単位:単位 1単位10円)				標準2
					基本	介護保険 対象者			
療養介護	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者</p> <p>①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者</p> <p>②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者</p>	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。</p>	日/月	区分6	各月の日数	-	-	1か月～3年	
施設入所支援	<p>①生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上である者</p> <p>②自立訓練又は就労移行支援(以下この②において「訓練等」という)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの</p> <p>③生活介護を受けている者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>④就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>※③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。</p> <p>・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者)</p> <p>・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p> <p>・平成24年4月の児童福祉法改正の施行に際しに障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者</p> <p>※障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス(法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ)は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。</p>	<p>その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ、及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。</p>	日/月	区分4 (一部 区分 3)～ 区分6	各月の日数	-	-	1か月～3年 (日中活動 サービスの有 効期間内)	